

豊中市子育て支援員研修（地域型保育事業）及び 居宅訪問型保育研修（基礎研修）業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等で、「市長が保育士（保育教諭）と同等の知識及び経験を有すると認める者」及び「幼稚園教諭若しくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者」と規定している者で、保育士の資格を有しない者に対して必要な知識や技能等を修得するための研修を実施し、市内保育施設への就労に結びつけることと併せて、認可外の居宅訪問型保育事業に従事する者に必要な知識の修得、資質を確保するために必要な研修を実施し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的としています。

この研修を実施する受託事業者の選定に当たり、下記のとおり公募型プロポーザル募集を行います。

2. 募集対象業務

（1）業務名

豊中市子育て支援員研修（地域型保育事業）及び居宅訪問型保育研修（基礎研修）業務委託

（2）業務内容

別添「豊中市子育て支援員研修（地域型保育事業）及び居宅訪問型保育研修（基礎研修）業務委託仕様書」のとおり。

（3）予定履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで。

※各年度予算の議決が前提となります。

（4）提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

委託料の上限は、子育て支援員研修（地域型保育事業）業務委託については各年度4,874,000円、居宅訪問型保育研修（基礎研修）業務委託については各年度800,960円とし、契約締結については業務ごとに行うものとします。

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、プロポーザル参加申込書等の提出日時点で、本市の入札参加資格登録業者であるとともに、下記のすべての要件を満たすものとします。なお、同申込書の提出後において、要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- （3）本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- （4）法人税、消費税、法人市民税を遅滞なく納付していること。

- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4. スケジュール

- (1) 募集要項等の公表 令和8年（2026年）1月19日（月）
- (2) 質問受付期日 令和8年（2026年）2月2日（月）午後5時必着
※質問はメールで受け付け、質問への回答は市のホームページに掲示し、個別には回答しません。なお、質問メールには、事業者名、担当者名を明記すること。
- (3) 質問回答期日 令和8年（2026年）2月6日（金）
- (4) 企画提案書等提出期限 令和8年（2026年）2月16日（月）午後5時必着
- (5) 第一次審査（書類審査） 令和8年（2026年）2月中旬
※提案事業者が4者以上になった場合に実施
- (6) 第二次審査 令和8年（2026年）2月24日（火）
(プレゼンテーション・ヒアリング審査)
- (7) 優先契約候補事業者の決定・公表 令和8年（2026年）3月上旬
- (8) 委託契約の締結 令和8年（2026年）3月中旬予定

5. 応募方法

(1) 提出書類

	提出書類	部数	留意事項	様式
1	参加申込書	11部	・製本一部のみ提案者の代表印を押印。副本は複写可	様式 1
2	会社概要	11部		様式 2
3	商業登記簿謄本（登記事項証明書）	1部		
4	業務経歴書	11部		様式 3
5	総括責任者及び担当者の業務実績調書	11部		様式 4
5	企画提案書	11部	・子育て支援員研修及び居宅訪問型保育研修業務委託企画提案書作成要領による	
6	見積書	11部	・正本一部のみ提案者の代表印を押印。副本は複写可	
7	入札参加停止措置等状況調書	11部	・正本一部のみ提案者の代表印を押印。公募開始日から過去3年以内の処分歴等について、該当事項にチェックを入れ、必要に応じて添付書類を提出すること。	様式 5
8	印鑑に関する証明書	1部		
9	法人税・消費税の納税証明書	1部	納税証明書その3の3に限定	
10	法人市民税の納税証明書	1部		

(2) 提出部数及び形式

提出部数：正本1部、副本10部

1部のみと指定している提出書類については、正本にまとめること。

形式等：豊中市子育て支援員研修（地域型保育事業）及び居宅訪問型保育研修（基礎研修）業務委託企画提案書作成要領による

(3) 提出期限

令和8年（2026年）2月16日（月）（午後5時必着）

(4) 提出方法

持参（土日及び時間外は受け付けません。）、郵送、宅配便のいずれかとします。

※郵送、宅配便により提出する場合は、提出期限に合わせて余裕をもって送付ください。また、事務局に対し、提出書類の到達について確認してください。

(5) 提出書類の取扱い

提出書類はいかなる場合でも返却しません。

6. 選定方法

(1) 審査方針

- ・市職員で構成する選定委員会を設置し審査します。
- ・審査にあたっては、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、優先契約候補事業者及び次点提案者を決定します。なお、選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査方法

審査基準に基づき、第一次審査は書類審査、第二次審査はプレゼンテーション・ヒアリング審査を行い、総合的に採点し優先契約候補事業者を選定します。

下記審査基準のうち項目1～6に係る採点は、「おおむね問題ない」と考えるレベル以上であれば加点します。

【審査基準】

審査項目	審査及び 配点	審査の視点
1. 事業目的達成への理解	10点	<input type="checkbox"/> 事業目的・内容を反映した研修内容であるか
2. 受講者募集・研修日程	20点	<input type="checkbox"/> より多くの受講希望者に情報が届くような広報を実施できるか <input type="checkbox"/> 受講者が参加しやすい日程・期間設定であるか <input type="checkbox"/> 期間内に目的を完遂できる日程設定であるか
3. 研修内容	30点	<input type="checkbox"/> 講師や講義内容、テキストなどが目的を十分に理解し達成できるものであるか
4. フォローアクション体制	20点	<input type="checkbox"/> 受講者など関係者への連絡等を円滑に行える体制であるか <input type="checkbox"/> 非常事態が発生した場合の対応が想定されているか
5. 事務管理	10点	<input type="checkbox"/> 申込者・受講者など事業の段階ごとに求められるデータ作成計画や体制が整備されているか
6. 経費積算	10点	<input type="checkbox"/> 経費積算に合理性があり、経費削減に資する内容があるか
7. 見積価格	20点	<input type="checkbox"/> 見積予定価格に対しての価格の妥当性
8. 減点評価	内容に応じて減点	<input type="checkbox"/> 公募開始日から過去3年以内の処分歴等

(3) 第一次審査

- ・企画提案書類に基づく書類審査を行います。
- ・提案者が3者以内の場合は、審査基準に基づき第一次審査と第二次審査を一括して行います。
- ・提案者が4者以上の場合は、審査基準に基づき第一次審査を実施し、第二次審査実施対

象者3者を選定することとします。この場合、第一次審査の結果はすべての提案者に通知するとともに、第二次審査対象となる提案者にはその日時等を通知します。

- ・第一次審査の採点結果が全体配点の60%未満である場合は、順位にかかわらず選外とします。

(4) 第二次審査

- ・提案者に来場いただき、プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリングを実施します。
- ・実施時間は、1提案者あたり入退室を含め概ね40分以内（プレゼンテーション15分以内、ヒアリング20分）とします。
- ・企画提案書類以外の追加資料等は、市が求める場合を除き不可とします。また、プロジェクトやスクリーン、パソコン（パワーポイント等）を使用する場合、必要な機材等はすべて提案者でご準備ください。
- ・第二次審査の出席者は、1提案者あたり3名以内とし、本業務に携わる者で、応募事業の代表者、事業責任者、事業担当者とします。

(5) 優先契約候補事業者の決定について

審査の結果、評価点数が最も高い事業者を優先契約候補事業者とします。また、評価点数が最も高い者が同点数で2者以上存在する場合には、審査基準中のうち「受講者募集・研修日程」と「研修内容」の項目の合計点数が高い者を優先契約候補事業者とし、同項目も同点の場合はくじにより優先契約候補事業者を決定します。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に対して、令和8年（2026年）3月上旬ごろにメールにて通知します。なお、優先契約候補事業者は本市と仕様並びに価格等の協議の上、本市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先契約候補事業者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではありません。

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ①本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- ②提案上限額を超える提案を行った場合
- ③提出書類において虚偽の記載がある場合
- ④提出期限までに提出場所に提出書類の提出がない場合
- ⑤第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）を欠席した場合
- ⑥一企業で複数の提案をした場合
- ⑦提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑧正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- ⑨法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑩審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑪前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委

員会が失格であると認めた場合

8. 契約の締結

- ①優先契約候補事業者とは、令和8年（2026年）3月中旬を目途に契約手続きを行います。
- ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに本市と詳細を協議します。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じことがあります。なお、優先契約候補事業者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点候補者と契約交渉を開始します。
- ③本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うものとします。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）

9. 留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、提案者の負担とします。
- ②審査及び評価の内容、提案者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ③提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- ④質問事項の締め切り以降、業務に係る質問は受け付けません。
- ⑤企画提案書の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属します。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しません。なお、提出書類等は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）に定めるところにより、不開示情報を除き、公開される場合があります。
- ⑥審査結果後に本募集要項及び仕様書の内容等に関して、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。又、審査結果に対しても異議を申し立てることはできません。
- ⑦本案件の提案者に対する参加報酬はありません。
- ⑧参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡とともに、参加辞退届【様式6】を文書で豊中市長あてに提出してください。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはいたしません。

10. 応募先、質問先及び問合せ先（事務局）

【応募先・質問先】【子育て支援員研修（地域型保育事業）問い合わせ先】

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1【豊中市役所 第二庁舎 3階】

豊中市こども未来部こども事業課

電話 06-6858-2569

E-mail kodomo-saiyou@city.toyonaka.osaka.jp

【居宅訪問型保育研修（基礎研修）問い合わせ先】

豊中市こども未来部はぐくみセンターこども支援課

電話 06-6852-5422

E-mail kosoukikaku@city.toyonaka.osaka.jp